

CHEA「ア krediteーション機関の認証に関する方針・手続」 (2018. 9. 24CHEA 理事会承認)

++CHEA “Recognition of Accrediting Organizations Policy and Procedures”
(Approved by the CHEA Board of Directors September 24, 2018)

早 田 幸 政 訳

背 景

1. 「高等教育ア krediteーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA, 以下、「CHEA」と表記, 訳者注) は, ア krediteーションの充実・強化を通じて, 高等教育の向上を図ることを任務とする組織体として1996年に設立された。ア krediteーションは, 高等教育機関や教育プログラムについてその質の保証・向上に向け, これら高等教育機関や教育プログラムを吟味すべく, 高等教育界によって創設され活用されてきた外部者による質の検証プロセスである。CHEAは, 高等教育に関わるア krediteーション機関に対する公式的な認証 (recognition) を通じ教育研究上の質の向上を図ることにより, 学生とその家族, カレッジ・大学, スポンサー組織に寄与するとともに, ア krediteーションという手法による自己規制の促進のための基盤を固め, そのための活動を行うものである。」(「CHEA ミッション・ステートメントより」)

2. ア krediteーション機関は, 高等教育機関

や教育プログラムを検証・評価するとともに, これら高等教育機関や教育プログラムのア krediteーションの地位の付与の是非に係る判断を下すことを目的に構造化され組織化された「非政府組織 (non-governmental organizations)」である。CHEAは, 地域別ア krediteーション機関, 全国職業別ア krediteーション機関, 宗教関係別ア krediteーション機関, 教育プログラム別ア krediteーション機関を対象に認証を行っている。CHEAが担っている認証活動は, ア krediteーション機関がア krediteーションする高等教育機関や教育プログラムの教育研究の質を高め, 改善やアカウンタビリティを促進させ, 柔軟性の向上を図るとともに斬新な実践を奨励することができるようなものとして, これらア krediteーション機関の基準・構造が設計されその活動が展開されていることを保証するという役割を果たしている。

3. CHEAが担っている認証活動は, ア krediteーション機関が、「CHEAが認証したア krediteーションの内容・範囲 (CHEA-recognized

scope of accreditation)」の中に包含される高等教育機関や教育プログラムと関連づけて「認証基準 (recognition standards)」へ適合しているかを審査することに特化されている。こうした認証活動は、いかなる高等教育機関や教育プログラムに対しても、自身がどのアクレディテーション機関への受審を選択するかということに係る判断権を侵害する意図をもつものではない。

4. CHEAの認証は、他機関の審査とは別のもので、それと独立・並行的に行われる。一例を挙げれば、連邦教育省も同様に、アクレディテーション機関の認証活動を行っている。連邦教育省の認証活動は、アクレディテーション機関の基準が、学生への経済的支援といった連邦教育省の事業プログラムへ参加するに当たり、同省としての高等教育機関や教育プログラムへの「期待 (expectations)」に適うような内容のものとなっていることを保証することを目的としている。また、州政府の営む認可行為も、消費者保護の観点も含めて、重要な公共上の目的に資するものとして機能している。

CHEAの認証の目的

5. 「認証」は、アクレディテーション機関が、そのアクレディテーション活動に対する定期的な外部審査を受けることの意義を率先して受入れていることの証である。「認証」を得ることの意義は、次の点にある。

- そのアクレディテーション機関が、教育研究の質、アカウントビリティ、透明性及び組織・活動の有効性について規定するCHEA基準の全てを充足する責任を継続して担っていることの保証。
- そのアクレディテーション機関が、教育研究の質の向上を促進するという役割を適切に果たすことができ、現在そして将来に亘

り、高等教育機関、そこで学ぶ学生たち並びに社会一般の人々に貢献できることの保証。

- そのアクレディテーション機関が、高等教育における教育研究の質に関して判断を下すことのできる信頼ある情報源であることの裏付けとしての保証。

6. CHEAから認証を受けたアクレディテーション機関は、主に、高等教育機関や教育プログラムにおける「学生の達成度 (student achievement)」に関連づけられたパフォーマンスを基礎にアクレディテーションに係る判断を行う。このことに加え、アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムのミッション、組織体制、活動及びそのために必要な能力を基礎にアクレディテーションに関わる判断を行う。「認証に関する方針・手続 (The Recognition Policy and Procedures)」は、適切な外部証明を伴う定量的情報、定性的情報の両情報を基に判断を下すに当たり、自己評価 (self-study) と同僚評価 (peer review) の必要性を強調する。また、アクレディテーション機関は、アクレディテーションに係る諸判断を下すに当たり、社会とのコミュニケーションを図り、その基礎を成す専門職関係者内部の意思疎通を円滑にするための効果的な手段を保持するものとする。認証を受けたアクレディテーション機関は、自身の設定した基準・方針が履行され執行されていることを示す証拠を提示するものとする。認証を受けたアクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムのミッション・自律性を理解し尊重しながら、自らのアクレディテーション活動を遂行する。

CHEAの認証を受けたアクレディテーション機関は、次のような役割を果たす。

- 「学生のラーニング (student learning)」と

関連づけられた「効果的なパフォーマンス (effective performance)」の存在を証明し、このことに係る情報を公にしている高等教育機関や教育プログラムに対してのみ、継続的なア krediyeteshon no chiyu o tsuzumeru. 学生と関連づけられた「効果的なパフォーマンス」の挙証対象は広範に亘っており、例えば、修了者、卒業生及び在籍者の状況、転学者や大学院進学者の状況、就職状況などに加え、適宜その他の情報が含まれている。当方針は、そうしたパフォーマンスに係る「期待 (expectations)」を測るため、明確な量的指標の策定を求めるものではない。パフォーマンスに係る「期待」は、ア krediyeteshon jikwan to koushoukyou jikwan, kyouiku huroguramu to no ma no kyoudoku no yami no naka kara, mo shiku wa koushoukyou jikwan ya kyouiku huroguramu kara, arui wa sono houbou no naka kara shutsu sareru mono de aru.

- 該当の高等教育機関や教育プログラムに対してア krediyeteshon no chiyu ga tsuzumeru ka, sono chiyu wa itte dono you na noutai no mono na no ka (ア krediyeteshon no yuukijikan, ア krediyeteshon no chiyu o tsuzumeru riyuu nado) ni kansuru jhouhou ni kizae, ア krediyeteshon kijun・hanchi he no fushou to itta jhouhou ya joutenkiki de no ア krediyeteshon no nishin arui wa ア krediyeteshon no fushin o tsuzumeru riyuu・kengai ni kansuru jhouhou o, itsudemo kanyaku deki rikai shiyai mono to shite shakai ni teikyo suru koto.
- ア krediyeteshon no chiyu o tsuzumeru・kizuteru shite iku tame ni wa, ア krediyeteshon kijun no zentouhou o, taigai to naru koushoukyou jikwan ya kyouiku huroguramu ga toudoku ni choushi shite iru koto.

とを要求していること。

- ア krediyeteshon jikwan ga koushoukyou jikwan ya kyouiku huroguramu ni taishite「期待」する諸要素を基礎に、「学生のラーニング」において効果を生み出し得ていない高等教育機関や教育プログラムを明らかにするとともに、それらに対して何らかの働きかけを行うための手段を駆使していること。
- 質の改善を誘引できるような強い力を発揮し得ていること。
- 高等教育機関や教育プログラムに対して、また、ア krediyeteshon jikwan jira no kijun・hanchi・shutsu o toudoku suru chuu de, kore wa koushoukyou jikwan ya kyouiku huroguramu no mishshon ya toudoku na han'in ni yowareru shinsen na torikumi ni chuui no me o mukete tsuzukete iru koto.

CHEAが認証する

「ア krediyeteshon no noutai・han'in」

7. CHEAが認証する「ア krediyeteshon no noutai・han'in (CHEA-Recognized Scope of Accreditation)」。CHEAは、アメリカ合衆国の高等教育機関や教育プログラム、並びに、本方針の下、準学士 (associate degree) 以上の学位を付与するその他の高等教育機関や教育プログラムの質を評価する活動を進めるア krediyeteshon jikwan no nishin o yotte iru.

ア krediyeteshon jikwan wa,「認証の内容・範囲」に係る文書中に明示されたア krediyeteshon ni okeru shokadokuro o jusei suru noutai・rikyou o tsuzumeru koto o shisu shime o teisho shina kereba naranai.

ア krediyeteshon jikwan wa, shougou suru「認証の内容・範囲」を明確に記した文書を提出しなければならない。同文書は、その後、ア krediyeteshon

ション機関が認証されたアクレディテーション活動の中身を社会に公にするために用いられる。同文書中には、認証されたアクレディテーション活動の中身に関する情報として次のものが含まれている。具体的には、(1) アクレディットの対象とする高等教育機関、教育プログラム、(2) 学位のレベル、(3) アクレディテーション活動を行う地理的範囲(合衆国内の具体的な場所や海外の場所を含む)、(4) 学位の基礎となっている学問上の専門領域や実務分野、などである。

CHEAによる認証が許容されているのは、アクレディットの対象とする高等教育機関や教育プログラムの過半数が、準学士以上の学位を授与している場合に限定されている。

CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」には、インターンシップ、臨床実習、ポスドクとしての活動、といった追加的な学修の場を含めることも可能である。但し、これらの学修は、アクレディテーション機関に課せられた学位レベルに係る要件を充足しているか否かを判断する際に、考慮の対象とはならない。

「認証の範囲・内容」に係る文書とは別に、アクレディテーション機関は、認証申請の対象とすることなく営んでいるアクレディテーション活動があればそれらも明らかにしなければならない。そうした活動は、CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」の構成部分を成すものではない。

8. CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」の変更。CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に係る変更申請は、「認証委員会(Committee on Recognition)」により、定例の会合もしくは定例外の会合で検討に付される。CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に係る変更には、次の事項、す

なわち、(1) アクレディットの対象となる高等教育機関や教育プログラムのタイプの変更、(2) 対象とする学位レベルの追加もしくは削減、(3) アクレディテーション活動を営む地理的領域の変更(アメリカ合衆国外での活動を含む地理的領域の拡大など)、(4) 学位の基礎となっている学問上の専門領域や実務分野の拡大もしくは縮小、などが含まれる。但し、これらに限定されるものではない。

CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に係る変更を考慮するに当たり、認証を得ているアクレディテーション機関は、次のものを提出しなければならない。

- A. CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に関する現行文書。
- B. CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に関する変更申請書。
- C. 変更申請を行った理由・根拠(当該アクレディテーション機関の意思決定組織が、その変更の必要性について既に承認していることを示す証拠書類を含む)。
- D. 新たに変更申請した「内容・変更」の下で、アクレディテーション活動を遂行する能力・力量を備えていることを示す証拠書類(そこには、試行実施したアクレディテーション活動の結果に係る書類も含まれる)。
- E. 新たにCHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」に係る活動工程表(その変更によって現在の登録学生にもたらされる影響に関するものを含む)。
- F. アクレディテーション組織の適切な構成層と本件について協議を行ったことを示す証拠書類。

CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」の変更申請に関する「認証委員会」の

決定は、同委員会が本件を、理事会（Board of Directors）に回付しない限り、それが最終判断となる。また、理事会も、自身の判断の下で、当該申請に係る審理プロセスやそこでの個別案件において、そのア krediteーション機関の「ア krediteーションの内容・範囲」の問題に関与することができる。

既に認証を得ているア krediteーション機関が、CHEAの認証する「ア krediteーションの内容・範囲」を、実質的な変更に関わるものではなく、印刷物の改訂に伴う文言修正として行っている場合、当該ア krediteーション機関は、できるだけ早く、そのことをCHEAのスタッフに通知しなければならない。そしてその通知文書の中には、当該ア krediteーション機関が、そうした修正をするに至った理由が簡潔に記されていないなければならない。CHEAは、認証する「ア krediteーションの内容・範囲」を記した文書を含め、所要の修正を行うことになろう。

認証基準

9. 認証基準。CHEAは、ア krediteーション機関がこの方針に合致するとともに、認証を受ける上で必要とされCHEAがその運用と解釈権を留保している3領域からなる「認証基準 (recognition standards)」の全てを充足していることを要求する。認証を受けるため、ア krediteーション機関は、次の事象を示す証拠書類を提供しなければならない。

- A. 教育研究の質を高めるとともに、「学生の達成度 (student achievement)」の向上を図っていること。
- B. パフォーマンスのアカウントビリティと透明性が確保されていることを社会に対して証明し得ていること。

C. 効果的なア krediteーションの仕組みと組織体制を維持していること。

10. 教育研究の質を高めるとともに、「学生の達成度 (student achievement)」の向上を図っていること。

教育研究の質の向上は、ア krediteーションの中核を成している。認証を得ようとするア krediteーション機関は、次の要件を充たす基準・方針・手続を実施・執行していることを示す証拠書類を提供しなければならない。

- A. 当該ア krediteーション機関の教育研究の質に関わる「期待 (expectations)」とともに、高等教育機関や教育プログラムのミッションに合った「学生の達成度 (student achievement)」を含むもので、当該高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンスと結びついた「成果 (results)」について公定化していること。
- B. 高等教育機関や教育プログラムに対し、教育研究の質の向上への「期待」及び「学生の学力成就 (student success)」の指標を確立し公表することに加え、公にしている「期待」に学生や卒業生が適っているかどうかを判断し、「学生の学力成就 (student success)」の証を統計的に社会に公にするための手続を進めていること、を求めていること（基準11B 1参照）。
- C. ア krediteーションの地位に関わるア krediteーション機関の意思決定過程の中心的部分を成すものとして、高等教育機関や教育プログラムがア krediteーション機関が設定する「パフォーマンスへの『期待』 (performance expectations)」(最低限、その「パフォーマンスへの『期待』」が、当該高等教育機関や教育プログラムのミッ

ション・タイプと整合していることを要す)にどの程度沿うような活動をしているかに言及していること。「パフォーマンスへの『期待』」は、高等教育機関や教育プログラムと協働して活動を行うアクレディテーション機関の側から、もしくは高等教育機関や教育プログラムの側からあるいはその双方から発出することになる。

- D. 学生にとって必要とされる範囲に収まるもので、適切に用意されもしくは教育の提供に当り健康・安全の保持に不可欠なものとなる諸資源について言及していること。
- E. 高等教育機関や教育プログラムのミッション、優先順位の決定権限及び組織・活動上の管理権を尊重しつつ、教育研究に関わる質の基準・方針を適用していること。
- F. 高等教育機関や教育プログラムに対し、教育研究の質の向上に当り柔軟で適切な斬新的実践に寄与することを含め、その質とパフォーマンスの継続的な改善を支援・助言していること。

11. パフォーマンスの対社会的なアカウントビリティと透明性の確保が証明されていること。パフォーマンスと透明性のアカウントビリティには、次に示す3つの要素、すなわち、(A) アクレディテーション機関のパフォーマンス、(B) アクレディットされた高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンス、(C) 国際社会で活動するアクレディテーション機関のパフォーマンス、に関わる「期待 (expectations)」が包含されている。

- A. アクレディテーション機関は、次の事項を内容とする基準・方針もしくは手続を実施・執行しなければならない。

- 1. 当該アクレディテーション機関のアクレ

ディテーションに係る諸措置 (高等教育機関や教育プログラムを対象とした審査の結果、アクレディテーション機関の行う決定を指すもので、そこには、アクレディテーションの地位の付与・更新、否認、手続撤回、アクレディテーションの延期、アクレディテーションの候補資格 (candidacy) やプレアクレディテーション (pre-accreditation) の地位の付与、注意 (notice)、警告 (warning)、証拠開示請求 (show cause)、認定保留 (probation status) が含まれる (基準12D3参照、こうした情報は、アクレディテーション登録機関等名簿に記載されていることが必要である)) に係る判断の理由・根拠、これに対する高等教育機関や教育プログラムの意見 (意見表明がなされた場合についてのみ)、を社会に向け、機敏かつアクセスし易い手段で発信すること。

- 2. 高等教育機関、教育プログラムやアクレディテーション機関に対する合理性のある懸念や不満に対し、アクレディテーション機関が即座に具体的な対応をとることができること。
- 3. 高等教育機関や教育プログラムが実質的に成果指標を下回っているため、アクレディテーションの地位を獲得・維持できない場合、アクレディテーション機関が即座にこれを処置するための手続が用意されていること。そうした手続には、当該高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンスの弱点を判断する指標の適用や、アクレディテーション機関がこうした事案に介入し所要の措置を講じることなどが含まれている。

4. 社会に向けたアカウンタビリティの履行の中には、適切性の担保された斬新な実践的試みへの関心を継続的に求めることも含まれる。
 - B. CHEAの認証を受けたア krediteeshon機関によってア krediteeshonされた高等教育機関や教育プログラムは、次に示す措置を講じなければならない。
 1. 高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンス及び「学生の達成度 (student achievement)」に関わる情報を、機敏かつアクセスしやすい手段で、しかも全体に亘り矛盾のないものとして社会に向け発信すること。その情報は、適切な外部証明を伴う定量的情報、定性的情報の両情報を基に、当該高等教育機関や教育プログラム自身が確定したものであること。
 2. ア krediteeshonされている教育プログラムとそうでない教育プログラムの間の区別を明確にしておくこと。
 3. 適切性の担保された斬新な実践的試みへの関心を引くことのできる証拠を提示すること。
 - C. アメリカ合衆国以外に所在する高等教育機関や教育プログラムを管轄するCHEAの認証を受けたア krediteeshon機関は、次の措置をとらなければならない。
 1. 当該ア krediteeshon機関が現在から今後において行うであろう諸活動に関し、当該国の政府系もしくは非政府系のア krediteeshon機関あるいは質保証団体と意思疎通を図り協議を行うこと。
 2. 当該ア krediteeshon機関に、国際的なア krediteeshon活動に従事できる能力・力量が備わっていることを証明できること。そこには、言語や文化の違い、当該国で継続的に営まれてきている質保証活動への考慮、ア krediteeshon・プロセスとこれに関与する人々の安全確保への注意といったその国固有のまた同国内の地域固有の諸要因、などが含まれる。
 3. アメリカ合衆国内とそれ以外の国々の高等教育機関や教育プログラムを、評価基準、実際のア krediteeshon活動、能力及び成果に対する事前の「期待」という面において、同等に扱っていることを示す証拠を提示すること。
 4. 海外の高等教育機関や教育プログラムに対するア krediteeshonの地位について言及するに当り、ア krediteeshon・プロセスと意思決定過程の各局面において、それぞれの地域の状況に応じ、評価基準もしくはその適用の仕方について、性格・内容面で何らかの調整が行われている旨を公知できていることを示す証拠を提示すること。
12. 効果的なア krediteeshonの仕組みと組織体制を維持していること。CHEAの認証を受けたア krediteeshon機関は、CHEAの定める要件に合致した基準・方針やグッド・プラクティスを運用するとともに、上記要件と整合した組織・仕組みを維持していることを証明しなければならない。ア krediteeshon機関が、CHEAの認証を得るためには、次の事項について証明しなければならない。
 - A. 活動に必要な法的権限を有していること。
 - B. 高等教育を提供する高等教育機関もしくは教育プログラムとして活動し、準学士以上の高等教育学位を授与する法的権限を有する高等教育機関や教育プログラムをア krediteeshon

- ディットしていること。学位授与権限がアメリカ合衆国内にない他国の高等教育機関や教育プログラムに関し、地域自治体や利益団体（例えば、よく知られた専門職団体や教育プログラムを支援するその他の評判の高い団体など）から大きな支援を常時受けている高等教育機関や教育プログラムに限定してアクレディットしていることを証明できれば、当該アクレディテーション機関は本要件を充たしているものと見做される。
- C. 高等教育機関や教育プログラムであって、その過半数が、実際に、準学士以上の学位授与を行っていること。
- D. 次の事項が記された基本規程、方針・手続並びに基準が、容易にアクセスし易いものとして社会に向け発信されていること。
1. 認定対象となる「アクレディテーションの内容・範囲」、評価基準、付与するアクレディテーションの地位に係るレベル。
 2. アクレディテーション機関の運営及び意思決定過程、方針・手続。
 3. 容易に入手可能な認定名簿中に、現時点における全ての高等教育機関や教育プログラムの名称とその各々のアクレディテーションのレベルとその地位が示されていること。そこには、当該アクレディテーション機関によって課されたアクレディテーションの地位に付された諸条件が含まれる。そうしたものとして、アクレディテーションの地位に影響を及ぼす制限やその他の条件（例えば、アクレディテーションの有効期間の制限、警告（warning）、証拠開示請求（show cause）、停止（suspension）、当該アクレディテーション機関の方針に依拠するその他の制約条件）が挙げられる。
- E. アクレディテーションの地位を獲得・維持していくため、高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーション基準の全条規の遵守を要求していること。
- F. アクレディテーションに関する基準・方針・手続の策定における独立性、全てのアクレディテーションの審査とその管理・運営並びに全てのアクレディテーションに係る諸決定における独立性を含め、母体となっている組織やスポンサー組織から分離した活動をしていることを明確な文書を以て社会に公にしていること。
- G. CHEAに認証を求めた「アクレディテーションの内容・範囲」に係る申請書中に示された、高等教育機関や教育プログラムの各タイプに固有のアクレディテーションの審査を1回以上実施してきたこと。
- H. アクレディテーション活動を効率的、効果的に営む上で必要な財務基盤、スタッフ、及びその活動に不可欠な諸資源を充分保持していること。
- I. アクレディテーションにおいて必要とされる高等教育機関や教育プログラムへの要求事項と、これら高等教育機関や教育プログラムの改善を促すための助言を明確に区別していること。
- J. アクレディテーション活動における手続上の「デュープロセス（due process）」が保障されていること。そうしたものの例として、（1）アクレディテーション活動の中で実施されるプロセスやそこで措置される諸決定を高等教育機関や教育プログラムに

伝える際の異議申立方針が公表されていること（その方針の例として、異議申立を根拠づける理由・考え方、アクレディテーションの否認・取消しや異議申立に付随して発生する諸経費を決定する組織のメンバーとは異なる人員がこれに従事し聴聞を行う異議申立の仕組みが確立されていること、）

- (2)アクレディテーション機関の全スタッフ、実地視察メンバー、アクレディテーションに係る勧告や決定を掌る組織体のメンバーをカバーする効果的な「利益相反(conflict of interest)」方針が確立されていること。
- K. アクレディテーションの審査過程、意思決定過程及び方針の策定過程（アクレディテーション基準の審議・改訂・採択を含む）に高等教育の専門家、実務家並びに時宜に応じ社会一般の人々の参画を求めていること。
- L. 高等教育機関や教育プログラムの多様なミッション・目的や活動形態に配慮し、首尾一貫した方針の下で、アクレディテーションの審査やその諸決定に臨んでいること。
- M. 将来に亘りアクレディテーションの実務をより効果的なものとしていくという目的の下、自身のパフォーマンスや基準・方針並びに以下に示す事象に伴うインパクトを批判的・分析的視点から定期的に自己評価すること。
1. アクレディットされた高等教育機関や教育プログラムが、「学生の達成度(student achievement)」への「期待(expectations)」に応じた成果をどの程度挙げているかに係る全情報の検証。

2. 当該アクレディテーション機関自らのパフォーマンスが教育研究の質及び「学生の学力成就(student success)」の向上に貢献したことを示す証拠並びに自身のパフォーマンスが高等教育、社会一般の双方に寄与できたことを示す証拠の収集とその検証。

認証委員会

13. 認証委員会の責務と理事会との関係。認証委員会は、アクレディテーション機関から提出された認証の申請を審査し、その結果を基に、理事会に対し勧告を行う。理事会は、そのアドバイスに十分配慮するとともに、理に合った仮説の下で、認証委員会の勧告を審理しアクレディテーションの認証に関わる最終決定を行う。認証委員会は、CHEAが認証した「アクレディテーションの内容・範囲」に対する既に刊行しているパンフなどでの記述上の修正部分、「中間報告書(interim reports)」、同委員会の要求に基づいて提示された諸情報、について審査し最終判断を行う。また認証委員会は、本パラグラフ8の諸規定に従い、CHEAが認証した「アクレディテーションの内容・範囲」の変更申請に対する審査を行い最終判断を下す。

14. 認証委員会のメンバー。認証委員会のメンバーについては、CHEAの会長がCHEAの認証を受けているアクレディテーション機関その他の関係者との協議を経て、候補者を推挙し、理事会がその選任を行う。認証委員会は、9名で構成される。各委員の任期は3年で、同任期での再任が可能である。認証委員会には社会一般の人が含まれるほか、地域別アクレディテーション機関、全国職業別アクレディテーション機関、宗教関係高等教育機関アクレディテーション機関、教育プログラ

ム別アクレディテーション機関並びに大学・カレッジの関係者によって構成される。CHEAは、アクレディテーション機関のコミュニティー及び高等教育機関の多様性を反映させその組織体制作りをしている。現職の理事会メンバーには、認証委員会の活動に参加する資格はない。

15. 会議の開催. 認証委員会は、CHEAの会長と協議しながら、会議開催の日時、場所及び手続を確定する。同委員会は、そこで関連する案件の全ての資料を検討する。

認証のための審査

16. 審査の頻度. CHEAの認証を受けたアクレディテーション機関は、7年毎に認証に係る審査を受けることになる。但し、理事会が承認した場合、この限りではない。

17. 「中間報告書」の審査. CHEAの認証を受けたアクレディテーション機関は、通常の場合、認証の有効期間の折り返し点で、「中間報告書(interim reports)」を提出しなければならない。「中間報告書」の主要な目的は、組織体制の変更に係る情報を認証委員会に伝えることにある。こうした「変更」の例として、管理体制や財務状況の変更・変動、アクレディテーション等の活動や組織運営上の変更、当該アクレディテーション機関の母体組織やスポンサー組織に関する変更、基準・方針・手続の変更、などが挙げられる。認証委員会は、これら変更の中身を検討し、当該アクレディテーション機関が、引き続き、認証基準を充たしているかどうかを判断する。また「中間報告書」には、教育研究の質への「期待」、 「学生の学力成就(student success)」への「期待(expectations)」、対社会的なアカウンタビリティや透明性への「期待」がその活動に反映され続けているかどうかについて、当該アクレディテ

ション機関が、同事項に関するCHEAの要件(パラグラフ10B及び11A1)に合致していることを示す情報・記述が含まれていなければならない。

アクレディテーション機関が、上記「中間報告書」には記載のないような、管理体制や財務状況、アクレディテーション等の活動や組織運営、当該アクレディテーション機関の母体組織やスポンサー組織、基準・方針・手続に関わる大きな変更を行った場合、アクレディテーション機関には、それら変更に係る情報を適宜、CHEAに伝えることが期待されている。

18. 定期審査から外れた審査. CHEAは、自身の自由な判断の下、次のような場合、いつでも認証を受けたアクレディテーション機関の審査を行うことができる。

- A. CHEAが認証しているアクレディテーション機関によってアクレディットされている高等教育機関や教育プログラムについて、そのパフォーマンスが継続して基準不充足状態に陥っている証拠が既に存在している場合。
- B. 認証委員会の判断として、当該アクレディテーション機関が、1以上の認証基準について不充足の懸念があることを示す証拠をCHEAのスタッフが受理している場合。
- C. CHEAが認証したときは異なる組織・活動上の変更が、当該アクレディテーション機関にもたらされている場合。

CHEAのスタッフがそうした情報に接した場合、認証委員会、アクレディテーション機関の双方にその懸念を伝えるとともに、アクレディテーション機関にはこれに対して何らかの対応をするよう要請する。認証委員会は、その情報とともに、アクレディテーション機関が何らかの対応をした

場合、それについての検討を行う。それを踏まえ、認証委員会は、全体に亘る認証の審査を開始する決定を行うことができるし、その事象が、定期の審査とは異なる不測の審査を必要とするほどの事態には当たらない、と判断することもできる。後者の判断の場合、追加情報の提出を求めたり、ア krediteーション機関によってア krediteされている高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンスが継続して基準不充足状態に陥っていることが確実であるとされる領域に限定して審査を行うなど、他の手段をとることになる。

19. 申請の撤回。ア krediteーション機関は、理事会の正式会議で当該申請案件が審理に付される前であれば、いつの段階でも認証申請を撤回することができる。もし認証申請が認証委員会の判断（認証委員会から理事会へ勧告するなど）前の段階で撤回された場合、認証委員会と理事会に対し、その旨が執行役員会議（executive session）の中で伝えられる。認証評価委員会の決定後に申請が撤回された場合、申請撤回の事実と認証委員会の決定のいずれもが次回の公式の理事会で報告される。ア krediteーション機関が認証申請を撤回すると、申請撤回の日から最低1年間は再申請できない。

認証申請の審査プロセス

20. 認証に関する問い合わせ：CHEAスタッフとの第1回目の協議。認証のための審査を受ける前に、ア krediteーション機関は、認証に係る方針・手続及び認証に係るCHEAの「期待」をめぐって、CHEAスタッフと協議しなければならない。CHEAスタッフはア krediteーション機関に対し、最初に、この「認証に関する方針・手続（The Recognition Policy and Procedures）」の定める認証要件に関する助言を行う。アクレ

ディテーション機関には、会員制を基礎としたアメリカ合衆国内の非政府組織のほか、その都度、理事会が認証の対象となり得ると判断した組織などが含まれる。

21. 申請書の様式とCHEAに支払う手数料。新規、更新時のいずれを問わず、認証のための審査プロセスの開始に当り、ア krediteーション機関の事務局長は、同機関の意思決定組織が当該申請を承認したことを記した書面が添付された「申請書（Application Form）」を提出しなければならない。認証のための審査に要する手数料は、申請書の提出時に併せて支払うものとする。CHEAは、申請書を受理すると、認証委員会と社会に対し、当該ア krediteーション機関が認証に係る新規もしくはその地位の更新の申立を行っている旨を伝える。

22. 認証に関する申請用報告書面の提出。「申請用報告書面（Application Narrative）」は、CHEA「申請用報告書面作成の手引き（Guidelines for Preparation of an Application Narrative）」に従って作成し提出するものとする。「申請用報告書面」には、当該ア krediteーション機関が本方針に適合するとともに、認証基準の全条規を充足し得ていることを示す証拠物が提示されていなければならない。CHEAは、当該ア krediteーション機関における自己評価の実施状況と証拠提示に係るプロセス全体についても検討する。

23. 実地視察。認証のための審査期間中、CHEAは、ア krediteーション機関の意思決定組織の会議の状況を観察するために実地視察を行う。実地視察の目的は、(1) ア krediteーション機関が、自身の基準・方針をどのように適用しているかを検証すること（そこには、高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンスに関係する事項や認証基準との関わりの中での当該アクレ

ディテーション機関の意思決定活動などが含まれる)、(2) 関係する情報を認証委員会に報告すること、にある。実地視察では、方針・手続・基準をめぐる内部討議並びにアクレディテーションの地位を認めるか否かの決定、などに注意の目が向けられる。実地視察では、CHEAの決定を基に、適宜追加的な検証が必要とされる領域の専門家の参加を仰ぐことができる。その場合、実地視察報告書に、その専門家の所見が記される。CHEAは、アクレディットされた高等教育機関や教育プログラムのサンプルを抽出調査すべく、それらを対象とした現地調査を要求することができる。

実地視察の評価者とその他の専門家は、アクレディテーション機関と協議の上、CHEAによって選ばれる。アクレディテーション機関には、実地視察報告書を検証し意見を提示する機会が与えられている。アクレディテーション機関の意見が付された実地視察報告書は、認証委員会に提出される。CHEAは、法律の縛りがない限りにおいて、自身の判断で、実地視察報告書をCHEA並びに当該アクレディテーション機関との関係において機密扱いとすることができる。

24. 手数料及び諸経費. アクレディテーション機関は、認証のための審査及び実地視察に要した全ての手数料その他の諸経費を支弁する。

25. 認証のための審査途上にあることや第三者からの意見提示の募集の社会への告知. CHEAはウェブサイトを通じ、社会に対して、当該アクレディテーション機関が認証のための審査に臨んできたことを伝えるものとする。またCHEAは、この件について第三者から意見を広く募るとともに、意見募集の期間を具体的に示すものとする。アクレディテーション機関には、(A) 同機関がCHEAに対し、認証のための審査の実施を要請していることと併せ、CHEAに宛てられる第三者意

見の募集期日・締切時間を(CHEAによる第三者意見募集の案内文書を用いながら)公表すること、及び(B) この要求に対応している旨をCHEAスタッフに伝えること、の2つの措置を講じるよう求められる。

26. 第三者による書面もしくは口頭による意見. 第三者による意見は、当該アクレディテーション機関の認証基準への適合状況の問題に限定される。書面での意見表明の機会を要求する全ての第三者は、指定期日までに意見陳述書を提出するものとする。意見陳述書には、意見表明者の所属・氏名などが記載されていなければならない。意見陳述書の内容が認証基準に特化されていることをCHEAスタッフが確認・検証した後、同書面は、認証委員会と当該アクレディテーション機関に回付される。アクレディテーション機関には、同書面の内容を検討しこれに反論する機会が与えられる。その反論書も、認証委員会に提供される。

口頭による意見は、認証委員会の会議の席で聴取される。CHEAスタッフは、当該アクレディテーション機関が会議の場でプレゼンテーションを行う場所、日時を関係する全ての第三者に伝達する。第三者による口頭での意見表明は、その会議の場でなされる。口頭での意見表明を希望する第三者は、指定期日までに、意見表明者の所属・氏名などが記載された意見陳述の概要を記した文書を提出するものとする。意見陳述概要文書の内容が認証基準に特化されていることをCHEAスタッフが確認・検証した後、同書面は、認証委員会と当該アクレディテーション機関に回付される。当該アクレディテーション機関は、公開の会議の席で、これに反論する機会が与えられる。

27. 認証委員会の公開の会議の席でのプレゼンテーション. 認証委員会は公開の会議での、認証を受ける上で必要な質を備えるとともに、認証基

準に適合している旨を示す口頭でのプレゼンテーションの機会をア krediteーション機関に与えている。通常の場合、ア krediteーション機関に対しては、ア krediteーションを直接掌るユニットの事務最高責任者とその意思決定組織の最高責任者の出席を希望する。そこで認証委員会のメンバーが、適宜、当該ア krediteーション機関と意見表明を行う第三者に対し質問を発する場合がある。質問を受けた場合、これに答える機会が与えられる。認証委員会が、実地視察団の評価委員やこれに加わった専門家の会議への参加が有益であると判断した場合、これらの人々に対し会議への出席を求めるとともに、実地視察報告書に関連する質問に対応するよう要請することができる。ア krediteーション機関に対しては、実地視察団の評価委員やこれに加わった専門家からのコメントに反論する機会が与えられる。認証委員会は、公開会議の議事録を作成するとともに、ア krediteーション機関からの要請があれば、これを提供する。

CHEAが認証している「ア krediteーションの内容・範囲」の変更申請書、「中間報告書」及び追加情報の提出要請への対応については、「執行役員会議(executive session)」の検討に付され、ア krediteーション機関に対し公開の場でのプレゼンテーションが求められることはない。

28. 認証委員会による事前分析、認証委員会と理事会による協議。認証の審査プロセスにおいて、ア krediteーション機関による公開の場でのプレゼンテーションに続き、認証委員会は、「執行役員会議」を開催し、認証の可否の対象となっているア krediteーション機関の質について検討を行う。その後、理事会も「執行役員会議」の場で、認証委員会のとりまとめた事前分析書の検討のために、同委員会の最高責任者と協議を行う。

29. 申請された認証の可否に関する認証委員会の勧告。上記理事会の後、認証委員会は、会合を開き、そこで理事会の非公式意見について検討し、次に示す理事会決定に関連する勧告を策定する。

- A. そのア krediteーション機関を認証する。
- B. 認証基準に関連して明らかとなった問題点を対象としたもので、認証委員会に1以上の報告書を提出することを要件にそのア krediteーション機関を認証する。
- C. CHEAがそのア krediteーション機関から追加情報を受理しその検討・決定を行うまでの間、認証に係る決定を延期する。
- D. 認証を拒絶する。その場合、そうした決定の根拠・理由が示される。
- E. 既にパラグラフ18で示したところに従い、結論として手続を撤回させる。
- F. 認証委員会の適切な判断の下、上記以外の決定を行う。

30. 認証委員会による勧告の文書による事前通知。認証委員会の会議開催後30日以内に、同委員会は当該ア krediteーション機関に対し、委員会の勧告を通知する。認証委員会として、当該ア krediteーション機関が1以上の基準が不充足の状況にあるとの結論に立ち至った場合、その事前通知書には、当該ア krediteーション機関が充足し得ていない認証基準の個別条規とそうした判断に至った理由が明記される。認証委員会が提示する如何なる改善支援のための助言やその他のコメントも、認証基準に即して認証を受けるために必要な要求とは区別される。

31. 認証委員会の勧告に対するア krediteーション機関からの反論。認証委員会の勧告に対して反論することを希望するア krediteーション機関は、認証委員会の勧告に係る正式通知書を受理した日から30日以内にこれを行わなければならない

ない。アクレディテーション機関から文書による反論がなされた場合、その反論書は、理事会及び認証委員会に提出される。反論書の内容は、次の事項に限定される。

- A. 認証のための審査の折に、認証委員会に提出された文書に記された情報に係るもの。
- B. 認証審査プロセスでの手続上の瑕疵に関する主張。
- C. 事実関係に過誤があるとの主張。

アクレディテーション機関には、認証の否認を内容とする勧告が示された場合についてのみ、理事会に出席する権利が留保されている。

32. 理事会での審査。理事会は、認証委員会の勧告を基に、次に示す決定を行う。

- A. 認証の承認。
- B. 勧告の不承認。
- C. 当該事項の再審理を促すため、認証委員会への差戻し。
- D. 理事会の適切な判断の下、上記以外の事項を決定。

認証の否認の決定を除き、理事会は、アクレディテーション機関から書類の追加提出やその出席を伴うことなく、上記のうちのいずれかの決定を行うこととなる。

33. 正当性の推定。アクレディテーション機関の認証を行う過程で、アクレディテーション機関から認証委員会に対し、反論書や追加資料が提出された場合、理事会は、認証委員会のそれまでの分析とその結果並びに勧告の再検討を行う。認証委員会の勧告につながった調査内容・資料が、認証のための審査の段階で認証委員会に提出された資料を基に判断する限りにおいて明らかに誤りであった旨を、アクレディテーション機関として、

理事会が納得し得るよう挙証しない限り、理事会は、認証委員会の結論を正当なものと推定する。

そうした決定を行うに当たり、理事会もまた、調査結果を吟味する。その調査結果の中には、認証委員会の審査の中では扱われなかった追加情報（そこには、理事会独自に依頼した外部専門家の調査に基づく結果も含まれている）も含めてこれを行う

34. 理事会による結論の文書による通知。理事会はアクレディテーション機関に対し、認証に関する認証委員会の勧告に続く決定を、同決定後30日以内に通知する。理事会がそのアクレディテーション機関を認証する場合、その通知文書には、CHEAが認証する「アクレディテーションの内容・範囲」、認証の有効期間及び1以上の報告書の提出義務、が具体的に記載される。その決定が認証の延期、否認、手続撤回に係るものであった場合、通知文書には、そうした決定がなされた根拠・理由についての言及がなされる。そこには、当該アクレディテーション機関が充足し得なかった認証基準の条規が具体的に示される。

35. 認証の決定延期。認証のための審査プロセスでは、1回に限り、認証に係る決定を延期することが可能である。これについて認証委員会は、アクレディテーション機関から提示された情報を審査し、理事会に勧告を行う。

認証に係る決定を延期されたアクレディテーション機関は、理事会がその決定を行った日から1年以内に、その旨を記した理事会の通知文書に対応するものとする。例外的な状況の下、当該アクレディテーション機関は、認証の決定延期に対処するため、指定された期間の延長を要請することができる。認証委員会はその要請とそうした要請の根拠・理由について検討した上で、その延長を認めるかどうかの判断をする。その延長が認め

られず、当該ア krediteーション機関が、理事会決定から1年以内に認証の決定延期に対する何らかの措置を講じなかった場合、理事会は、そのア krediteーション機関の認証申請そのものが撤回されたものと見做すことになる。CHEAは当該ア krediteーション機関に対し、認証申請が撤回された旨を通知する。

36. 認証拒否の決定。理事会は、ア krediteーション機関に、理事会に出席できる旨を文書で通知し実際にその機会が与えられるまでの間に、認証拒否の勧告を実行することはない。ア krediteーション機関の要望を受け、当該ア krediteーション機関には、その関係者が理事会に出席する機会が付与される。理事会出席の機会の保障の中には、当該ア krediteーション機関が、パラグラフ31に基づき、認証委員会の勧告に対し、文書で反論することも含まれる。反論対象は、認証委員会による審査期間中に、当該委員会が接し得た情報に限定される。ア krediteーション機関は、理事会に出席している間、当該ア krediteーション機関にアドバイスをを行うことのできる法律顧問を帯同することができる。但し、理事会からの要求がない限り、法律顧問はそこで発言することはできない。

37. 認証手続の撤回。理事会は、ア krediteーション機関が1以上の認証基準の条規を充足し得ていないと判断するなど、相当の理由がある場合、当該ア krediteーション機関に関わる認証手続の撤回を決定することができる。CHEAは、当該ア krediteーション機関に対し、その措置に反論できる旨を通知し実際その機会を適切に付与するなど十分な手続の下で認証手続撤回の措置を講ずることになる。

38. 理事会による認証の再検討。理事会決定に関わる通知を受けて30日以内に、当該ア kredite

ーション機関は、理事会に対しその再検討を文書によって要請することができる。理事会は、自身の判断において、これを再検討するか否かの決定を行う。通常の場合、理事会は、当該ア krediteーション機関の側から、その審査内容に明らかな事実誤認があるとか、審査手続に瑕疵があるなどと言った主張を信ずるに足る合理的理由が文書によって示されない限り、その決定を検討し直すことはない。理事会がその決定を再検討する旨決定した場合、当該ア krediteーション機関に理事会に出席する機会が与えられ、当該ア krediteーション機関にアドバイスをを行うことのできる法律顧問を帯同することができる。但し、理事会からの要求がない限り、法律顧問がそこで発言することはできない。

39. 社会への公知。ア krediteーション機関による認証の新規申請、認証の更新の双方における、ア krediteーション機関の認証、認証の延期、認証拒否もしくは認証手続の撤回といった理事会が行った全ての決定は、その決定が最終確定した後、社会に向けて公表される。CHEAは、その決定と併せ、認証、認証の延期、認証拒否もしくは認証手続の撤回といった諸決定の根拠・理由の概要も公表する。

40. 認証の拒否もしくは手続撤回以降の申請。認証の申請を行いそれが適わなかったア krediteーション機関は、認証を拒否されもしくは手続撤回の措置がとられた日から最低1年間は、再申請を行うことができない。

付帯条項

41. 利益相反。CHEAは、認証委員会、理事会、評価に係る助言者(書面評価者、実地視察メンバーその他の専門家)で、本パラグラフ“CHEA representatives”の趣旨・目的を達成するために

対象となる全ての「CHEAの代表者」は、アクレディテーション機関の認証の可否の検討に当り、公正かつ客観的に振る舞うものとする基本方針を確立している。

- A. 「利益相反 (conflict of interest)」が発生しているように見えもしくは実際に生じている場合、CHEAは、個人そして専門家としての立場から、自身がアクレディテーション機関の審査から外れることを上記の人々に期待している。こうした人々は、本基本方針に適用するような責任をまず第一に果たすべきである。
- B. 上記CHEAを代表する人々は、対象となっているアクレディテーション機関から被雇用者あるいは顧問などとして報酬を受け取っている、もしくは当該アクレディテーション機関で権限あるあるいは管理運営を担う役職（例えば、報酬を受けているもしくは無報酬のいずれであれ、コミッション・メンバー、理事もしくは事務局上級スタッフなど）に就いている、といった場合、そのアクレディテーション機関の審査から身を引くべきである。
- C. 上記CHEAを代表する人々がそのアクレディテーション機関の審査から身を引くかどうかの判断に当たっては、次の事項、すなわち、(i) 認証の申請を行っているアクレディテーション機関と過去、現在、そして将来において財務的なつながりをもちまた管理運営上の役割を担っており、もしくはそうした関係をもつことが期待されているかどうか、(ii) 認証申請を行っているアクレディテーション機関が行っているアクレディテーションの審査過程に関与しているかどうか、(iii) 認証申請を行ってい

るアクレディテーション機関と直接的な競合関係にある別のアクレディテーション機関と財務的なつながりをもちまた管理運営上の役割を担っているかどうか、(iv) 認証申請を行っているアクレディテーション機関について、認証審査のプロセスの客観性を損なうような先入観に満ちた発言をこれまでに行ったことがあるかどうか、(v) 認証申請を行っているアクレディテーション機関との適切な関係や役割を遮断し、もしくは同機関に先入観を抱いているかどうか、(vi) その他、といった事柄が考慮されるべきである。

- D. 上記CHEAを代表する人々が、「利益相反」が発生しているように見えもしくは実際にそれが生じているにもかかわらず、なお、身を引くようなことがない場合、理事会として、適切と考えられる措置を講ずることができる。

42. 個人的な利益享受. CHEAの活動期間中、上記CHEAを代表する人々は、「個人としての誠実性 (personal integrity)」を厳格に固守すべきである。例えば、CHEAを代表する人々は、認証申請を行っているアクレディテーション機関に関係する人々、当該アクレディテーション機関からア kredिटされている高等教育機関や教育プログラムの関係者、当該アクレディテーション機関と競合する機関の関係者もしくは認証審査の過程で当該アクレディテーション機関に係る所見を求めることが企図されている他の第三者から、贈答品、心付けを受け取ったり、接待を受けたり、金銭の借り入れなどの申し入れをすることは禁止されている。但し、本パラグラフの趣旨として、CHEAの代表者として活動している期間中、「個人としての誠実性」の要請の枠に収まるもので、

高価なものではない場合には、これを受け取ることで禁ずるものではない。

43. 情報のやり取りと情報の機密性. 上記CHEAの代表者は、認証のための審査に関する情報の機密性を保守しなければならない。また上記CHEAの代表者は、認証プロセスの期間中、認証申請を行っているア krediyteeshon 機関に關係する人々、当該ア krediyteeshon 機関からア krediyteeshon されている高等教育機関や教育プログラムの關係者、当該ア krediyteeshon 機関と競合する機関の關係者もしくは認証審査の過程で当該ア krediyteeshon 機関に係る所見を求めることが企図されている他の第三者との間で、当該認証申請に係る如何なる事項も、機密保持の観点に依拠して議論の対象としてはならない。但し、認証審査の過程で、CHEAの代表者としての責務の一環として、これら事項について議論することが求められている場合を除く。上記CHEAの代表者はCHEAスタッフに対し、認証プ

ロセスに關わる調査検討事項について問い合わせることができる。そしてCHEAは、パラグラフ34と39の定めるところにより、当該ア krediyteeshon 機関と社会に向け、認証に係る審査結果を伝達する。

条規の修正と施行

44. 条規の修正と施行 CHEAは、「認証に関する方針・手続 (The Recognition Policy and Procedures)」について、確固とした信頼に基づくア krediyteeshon に關わる諸利益、ア krediyteeshon 機関やCHEA執行部の認証に關わる諸利益にその改訂が寄与できると判断した場合、適宜、その全部もしくは一部を改訂する権利を留保している。CHEA「認証に関する方針・手続 (The Recognition Policy and Procedures)」の改訂版は、CHEAが設定した時間枠を基礎に、理事会が議定した日に発効し実施に移される。

